

令和 4 年

3 月加賀市議会定例会議案  
(追加分)

令和4年3月加賀市議会定例会議案（追加分）

目次

| 議案番号   | 件名                        | 頁 |
|--------|---------------------------|---|
| 議案第45号 | 和解及び損害賠償の額を定めることについて..... | 1 |

## 議 案 第 4 5 号

### 和解及び損害賠償の額を定めることについて

民法(明治29年法律第89号)第695条の規定により次のとおり和解することとし、損害賠償の額を決定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月3日提出

加賀市長 宮 元 陸

#### 1 事案

令和3年4月20日に加賀市山代温泉桔梗丘4丁目85番地先路上において、事業用大型貨物自動車、修繕を要する状態にあった加賀市の設置による金属製門型に接触した交通事故

#### 2 相手方

(1) 石川県白山市相川新町736番地1

株式会社ホクトラ石川

(2) 東京都新宿区西新宿1丁目26番1号

損害保険ジャパン株式会社

#### 3 和解の要旨

(1) 本市は、相手方(1)及び相手方(2)(相手方(2)は、自動車保険契約に基づき、

本件交通事故に係る相手方(1)の車両の修理代金の一部について相手方(1)に対して保険給付したことによって、相手方(1)の取得した損害賠償請求権の一部について保険代位した者である。)に対し、損害賠償金として2,633,400円の支払義務のあることを認め、これを和解契約成立の日から1月以内に、相手方(1)に対し393,400円を、相手方(2)に対し2,240,000円を、それぞれ相手方指定の口座に振り込んで支払う。ただし、振込費用は、本市の負担とする。

- (2) 本市及び相手方は、(1)に定めるもののほか債権債務の無いことを相互に確認する。